

甲府市農業委員会 6 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 6 月 2 7 日 (金) 午後 2 時 0 0 分
2. 会 場 甲府市東公民館
3. 出席委員 (16 名)
会長 : 柿嶋 敦、職務代理者 : 山村 忠弘、米山 夫佐子
【農業委員】
1 番 森澤 良直 2 番 落合 洋子 3 番 土屋三千雄 4 番 宮川 俊一
5 番 輿水 辰次 6 番 芦沢 喜嗣 8 番 越石 和昭 10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆 12 番 西名 武洋 13 番 渡邊 元二 14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実
4. 欠員 (1 名)
9 番
5. 欠席 (2 名)
7 番 小松 芳彦、16 番 菊島 建
6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名
事 務 局 長 白倉 修
農地係 係 長 中村 勝
係 長 窪田 光洋
主 任 内藤 ひとみ
振興係 係 長 長澤 和利
7. 議 案
議案第 1 号 甲府農業振興地域整備計画 (農用地利用計画) の変更について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定
による農地中間管理機構への要請について
議案第 5 号 令和 8 年度山梨県農業行政施策に関する意見書について

報告案件
報告第 1 号 山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条の規定による届出について (市街化区域届出)

- 報告第 4 号 農地法第 5 条の規定による届出について（市街化区域届出）
報告第 5 号 耕作土搬入届出について
報告第 6 号 農用地利用集積計画の解約について

午後 2 時 0 0 分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、欠員 1 名、16 名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 6 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、6 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は、14 番の野澤洋子委員と 15 番の長田正実委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、まず、第 1 号議案の「甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更」を審議しますが、「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づく案件でありますので、「甲府市農業委員会総会会議規則」第 9 条の規定に基づき、甲府市農政課より説明を求めます。よろしく願いします。

○農政課（砂山主任）

議案の内容に入る前に、簡単に農業振興地域制度の説明をさせていただきます。

農業振興地域制度とは、農地の宅地化など農業以外への利用が進む中で、今後も長期にわたり農業を継続していく地域を明らかにし、計画的に農業を推進していくことを目的とした制度となります。この制度において、市町村は、農業振興地域整備計画という、おおむね 10 年先を見据えて、計画的に農地を保全し、農業を推進していく計画を定める必要があり、この計画に位置付けられている農地が、いわゆる「青地」と言われています。

今回の議案は、計画に位置付けられている農地を計画から外す、いわゆる「青地」を「白地」にする農地についての説明です。今年度は、5 年に 1 度の計画の総合見直しに当たる年で、本来ですと除外は受け付けませんが、本件については、2 年前から相談を受けていた大規模開発案件であります。先に行われました、農地調査の際に該当地区の委員の皆様には事前に説明をさせていただきますが、再度、議案として説明させていただきます。

議案の 1 ページ及び 2 ページと別紙農用地利用計画変更案件位置図 1 ページをご用意

意ください。

〇〇を営む〇〇が、〇〇として利用するものです。申請地は〇〇、面積は〇〇㎡、土地所有者は〇〇です。

以上で説明を終わります。

○（柿嶋会長）

農政課からの説明が終わりました。議案第1号について、何かご意見・ご質問がありましたらお願いします。

《意見なし》

それでは、ここで農政課は退室をお願いします。

《農政課退室》

それでは、採決をいたします。議案第1号「甲府農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」、同意される方は、挙手をお願いします。

《賛成多数》

賛成多数でありますので、「農振農用地の除外」につきましては、同意することに決定しました。なお、事務局においては、その旨を甲府市長へ報告してください。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第3条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が2件ございます。2件とも3条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書3ページの1番、地図は2ページの3条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受人は、〇〇に在住しておりますが、〇〇で〇〇するため〇〇を探していましたが、今回、〇〇の申請地を譲受け、〇〇する予定であります。

譲受人は申請地で〇〇及び〇〇を栽培していく計画であり、〇〇年の農業経験があることから、〇〇と考えております。

続きまして、議案書2番、地図3ページの3条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっております。

譲受人は、〇〇が、〇〇を考えていたことから、申請地を取得し、〇〇したいとのことでもあります。

譲受人は、〇〇、〇〇を所有し、申請地では〇〇を栽培していく予定であります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第2号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第2号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、5件ございます。

議案書4ページの1番、地図は、4ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、貸人、借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇及び〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

借人は、〇〇で生活しておりますが、〇〇となったことから、申請地を〇〇に転用し、〇〇するものであります。

また、〇〇は〇〇で〇〇により処理し、〇〇は〇〇により〇〇する計画であります。続きまして、議案書2番、地図は、5ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであります。転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇を経営しておりますが、申請地付近では〇〇で、今後も〇〇が〇〇なため、申請地を取得し、〇〇として転用したいとのことでもあります。

なお、〇〇は、申請地〇側の〇〇へ接続し、〇〇は〇〇する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は、6ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇で、農地区分は第〇〇種農地と判断しました。

譲受人は、〇〇に住んでおり、〇〇になってきたことから、〇〇しておりましたが、今回、〇〇の申請地が見つかったため、〇〇として転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇する予定であります。

なお、〇〇と申請地を〇〇する〇〇については、〇〇を得ております。

続きまして、議案書5ページ4番、地図は、7ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりで、転用目的は〇〇であります。

申請地の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇で、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は〇〇を行っている〇〇で、申請地周辺の〇〇としての〇〇のため、〇〇として転用したいとのことであります。

転用後は、〇〇する予定であります。

〇〇は〇〇で処理し、〇〇は〇〇へ接続する計画であります。

なお、〇〇は無く、〇〇はありません。

続きまして、議案書5番、地図は、8ページの5条NO.5をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇側は〇〇、〇面は〇〇及び〇〇あり農地区分は、第〇種農地と判断しました。

賃借人は〇〇を行っている〇〇で、申請地の〇〇で〇〇しており、〇〇や〇〇の〇〇として転用したいとのことであります。

〇〇は〇〇で、〇〇は〇〇する計画であります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第3号につきましても、事前にご意見等はないと思いますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第5号については、決定いたします。なお、議案第5号のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第1号から第4号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書6ページは、先月の総会案件のうち、農地法第4条及び第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書7ページから10ページまでは、5月9日から6月6日までに受理しました、相続等の3条の届出や、市街化区域における農地法4条及び5条の届出、また、耕作土搬入届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「第4号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第4号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第6号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしく願いします。それでは「議案第4号」の説明をいたします。

議案書11ページをご覧ください。まず、新規就農の集計表となりますが、農地中間管理機構において、7月25日公告、8月1日貸借開始となる案件でございます。

今回は、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区、〇〇地区から、合計〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、118,100㎡に対し、設定面積は、先月までの総会で承認をいただいた9,343㎡で、達成率は8パーセントでございます。

次に、12ページをご覧ください。こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となります。〇〇地区より〇筆の申請があり、合計面積が、〇〇㎡でございます。

目標面積、271,300㎡に対し、設定面積は3,119㎡で、達成率は1.1%でございます。

続いて、13 ページから 15 ページが、土地所有者から山梨県農業振興公社へ貸付でありまして、16 ページ以降が、借受人となります。

貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件をご説明申し上げます。

議案書 16 ページの 1 番をご覧ください。借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳〇〇で、新規就農者でございます。この方は、〇〇が主催する〇〇で、〇〇と一緒に〇〇の研修を受けました。

当該農地では、〇〇を栽培し、主に〇〇する予定です。また農業機械等につきましては、〇〇のため、〇〇を利用するとのことでもあります。また、年間〇〇日、農業に従事する予定とのことでもあります。

続きまして、16 ページの 3 番をご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳の〇〇で、新規就農者であります。〇〇で〇〇年間勤務し、栽培技術を身につけました。当該農地では、〇〇と〇〇を栽培し、〇〇については、〇〇する予定でございます。農業用機械等につきましては、〇〇、〇〇、〇〇を所有しており、年間約〇〇日、農業に従事する予定とのことでもあります。

続きまして、議案書 18 ページの 9 番をご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳の〇〇で、新規就農者であります。〇〇は〇〇で、〇〇は〇〇にある〇〇に勤務し、栽培技術を習得中とのことです。当該農地では、主に〇〇、〇〇を栽培し、〇〇については、〇〇をする予定でございます。農業用機械等につきましては、〇〇、〇〇を所有しており、今後、〇〇する予定とのことで、年間約〇〇日、農業に従事する予定とのことでもあります。

以上のことから、この 3 案件につきましては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項による要件を満たしております。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の 19 ページをご覧ください。

今月は、1 件の解約届が提出されました。貸付人、借受人の氏名・住所・解約の理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、新規就農者の 3 件について、それぞれの地区の委員から補足説明をお願いします。

まず、16 ページの 1 番の案件について、〇〇地区の山村委員より、補足説明をお願いします。

○（山村委員）

借受人は現在、〇〇を行っていますが農業に関心があり、〇〇で研修した後、〇〇

〇〇してほしいと要望があったため〇〇しました。現在は〇〇で〇〇を栽培しておりますが、将来的には〇〇して〇〇栽培もやっていきたい希望があります。農機具は〇〇するということでもあります。借受人は農業に熱心でやる気がある方なので協力したいと思っているのでよろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。次に、16 ページの 3 番の案件について、〇〇地区の宮川委員より、補足説明をお願いします。

○（宮川委員）

事務局担当者の説明のとおり、借受人は〇〇人で栽培技術を身に付け、〇〇の農地でも〇〇しており、農業機械も〇〇しています。また〇〇も農業に関心がある方です。当該農地は〇〇でしたが、今後は〇〇と〇〇を栽培するとのことでもあります。借受人は非常にやる気のある方なのでよろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。次に、18 ページの 9 番の案件について、〇〇地区の渡邊委員より、補足説明をお願いします。

○（渡邊委員）

借受人は、当該農地は〇〇との希望でありました。当農地では〇〇耕作したいとのことであり、借受人は、〇〇でも〇〇しており、非常にまじめな方なのでよろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。事務局並びに、地元委員より説明が終わりました。こちらも、事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、採決をいたします。議案第 4 号「農地中間管理機構に要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。

全員の同意をいただきましたので、議案第 4 号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、「報告第 6 号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

次に、議案第5号「令和8年度山梨県農業行政施策に関する意見書」について審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、ご説明いたします。別冊の資料をご覧ください。

表紙をまくっていただき、議案第5号「令和8年度山梨県農業行政施策の意見について」をご覧ください。

この意見書につきましては、去る、5月12日から14日までの3日間に行われました、各ブロック会議において、農業委員の皆様、並びに農地利用最適化推進委員の皆様にご出席を頂く中、ご意見が出され、その後、ご意見を事務局において集約し、執行部役員の方々に事前にご確認をいただいたものを、本日、議案提出させていただいております。

山梨県の意見書につきましては、ご覧の枠の一番左にある6項目のテーマがあらかじめ決まっております、その項目について、意見を提出することとなっております。

中央の枠につきましては、「農業委員会における課題」、一番右側の太字になっている所が提案意見となっております。

本日は、時間の関係もありますので、一番右側の太字になっている提案意見を説明させていただきたいと思っております。

まず、1番目ですが、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農地の貸し借りについて、農地中間管理事業に完全移行になったことから、事務量の増加や、地域計画策定後の農地の利用調整に新たな役割が付加されていることから、農業委員会事務局の体制強化にかかる財源の確保を要望します。という内容であります。

続きまして、2番目ですが、農地法第3条の下限面積要件の廃止により、申請量が増加している状況において、本来の目的に反するような農地取得の防止など、農地の不正利用の排除に向けた審査基準や、ガイドラインの作成を要望します、という内容であります。

続きまして、3番目ですが、地域計画を実現するため、策定区域等に位置付けられた、地域の基盤整備に必要な予算や、策定計画見直しに要する予算の確保を要望します、という内容であります。

続きまして、4番目ですが、新規就農の希望者や相談者は、定年退職後の方々が多いことから、国事業の「新規就農者育成総合対策」や、県事業の「親元就農者経営安定支援事業」の対象年齢を現行の50歳未満から、年齢を問わず、幅広い方が支援を受けられるよう、基準の見直しを要望します、という内容であります。

続きまして、5番目ですが、中山間地域の農地は、傾斜地など農作業が困難なうえ、狭小不整形な農地が多く、作業効率が悪いいため、耕作放棄地が増加傾向にあるから、国補助事業の「中山間地域農業農村総合整備事業」について、小規模農地など、地域の実情に応じた補助要件の見直しを要望します、というものであります。

最後の6番ですが、地球温暖化の影響による、黒系ブドウの着色不良の発生が増加しており、今後も温暖化の進行に伴い、着色不良の発生はさらに増加すると考えられることから、高温下でも着色良好な新たなブドウ品種の開発を要望します。という内

容であります。

以上、この内容を山梨県へ提出したいと思います。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は、受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

○（佐々木委員）

2番目の項目の農地法の施行に関する、農地法第3条の下限面積要件の廃止の伴う審査基準の明確化やガイドラインの作成については、強く要望してほしいと思います。

○（柿嶋会長）

ありがとうございます。その他、ご意見等ありますか。ご意見も無いようですので、採決をいたします。議案第5号「令和8年度山梨県農業行政施策に関する意見書について」賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございます。賛成多数ですので、議案第5号につきましては、決定し、山梨県農業会議を通じ、山梨県へ意見書を提出して参ります。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

無いようですので、以上をもちまして、6月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後2時50分 閉会